（整備規程の認可）

第十三条　法第六条ノ二の規定による整備規程の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。

一～六　（略）

七　排気タービン過給機

八～十四　（略）

2・3　（略）

別表第一（第5条関係）

区分	設備
（略）	（略）
船尾骨材、かじ、だ頭材、だ心材、水密すべり戸又は燃料油タンク	1・2　（略） 3　その他認定に係る船尾骨材、かじ、だ頭材、だ心材、水密すべり戸又は燃料油タンクの製造工事のための作業に必要な設備
（略）	（略）
ポンプ（油圧ポンプを除く。）、油圧ポンプ、油圧モータ、弁、コック又は操だ装置	1～3　（略） 4　その他認定に係るポンプ（油圧ポンプを除く。）、油圧ポンプ、油圧モータ、弁、コック又は操だ装置の製造工事のための作業に必要な設備
（略）	（略）
熱交換器	1　（略） 2　その他認定に係る熱交換器の製造工事のための作業に必要な設備
縦軸推進装置	1　プロペラの項に定める設備 2　中間軸、逆転機軸、スラスト軸又はプロペラ軸の項に定める設備 3　その他認定に係る縦軸推進装置の製造工事のための作業に必要な設備

（整備規程の認可）

第十三条　法第六条ノ二の規定による整備規程の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。

一～六　（略）

（新設）

七～十三　（略）

2・3　（略）

別表第一（第5条関係）

区分	設備
（略）	（略）
船尾骨材、かじ、だ頭材又はだ心材	1・2　（略） 3　その他認定に係る船尾骨材、かじ、だ頭材又はだ心材の製造工事のための作業に必要な設備
（略）	（略）
蒸気機関の循環ポンプ若しくは復水ポンプ、内燃機関の冷却ポンプ若しくは潤滑油ポンプ、ボイラの給水ポンプ若しくは噴燃ポンプ、弁、コック、燃料油移送ポンプ、ビルジポンプ、操だ装置、消火ポンプ、バラストポンプ、貨物油ポンプ、油圧ポンプ又は油圧モータ	1～3　（略） 4　その他認定に係る蒸気機関の循環ポンプ若しくは復水ポンプ、内燃機械の冷却ポンプ若しくは潤滑油ポンプ、ボイラの給水ポンプ若しくは噴燃ポンプ、弁、コック、燃料油移送ポンプ、ビルジポンプ、操だ装置、消火ポンプ、バラストポンプ、貨物油ポンプ、油圧ポンプ又は油圧モータの製造工事のための作業に必要な設備
（略）	（略）
内燃機関の油冷却器若しくは水冷却器又は排気タービン過給機の空気冷却器	1　（略） 2　その他認定に係る内燃機関の油冷却器若しくは水冷却器又は排気タービン過給機の空気冷却器の製造工事のための作業に必要な設備
縦軸推進装置	1　プロペラの項に定める設備 2　中間軸、逆転機軸、スラスト軸又はプロペラ軸の項に定める設備 3　その他認定に係る縦軸推進装置の製造工事のための作業に必要な設備